

親権制限事件及び 児童福祉法に規定する事件の概況

－令和7年1月～12月－

最高裁判所事務総局家庭局

本資料は、令和7年1月から同年12月までの1年間における、全国の家庭裁判所の親権制限事件及び児童福祉法に規定する事件の処理状況について、その概況を取りまとめたものである。

本資料は、司法統計及び当局実情調査の結果による。実情調査の結果に基づく数値は概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。また、各項目別割合は、原則として、小数点以下第二位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合及び小計として表示されている比率と一致しない場合がある。

本資料上の注意

- (1) 本資料において、「親権制限事件」とは、民法834条の規定による親権喪失の審判事件、同法834条の2の規定による親権停止の審判事件、同法835条の規定による管理権喪失の審判事件及び同法836条の規定による上記各審判の取消事件をいう。
- (2) 親権制限事件について、「民法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第61号）が施行された平成24年4月から、「親権停止及びその取消し」を計上している。
- (3) 本資料において、「児童福祉法に規定する事件」とは、児童福祉法28条1項の規定による都道府県の措置についての承認の審判事件、同条2項ただし書きの規定による都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判事件及び同法33条14項（「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）による改正前の児童福祉法33条5項）の規定による児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の審判事件をいう。
- (4) 児童福祉法に規定する事件について、「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成29年法律第69号）が施行された平成30年4月から、上記引き続いての一時保護についての承認の審判事件並びに児童福祉法28条4項及び同条7項の都道府県への勧告件数を計上している。
- (5) 当局実情調査の結果に基づく概数は、申立て時の事件の種類に基づいて集計する司法統計と異なり、終局時の事件の種類に基づいて集計するため、申立ての趣旨の変更などにより、件数が司法統計と一致しないことがある。
- (6) 親権制限事件の事件数は、子を基準（子一人につき1件）としているが、一人の子につき、親権を喪失し、若しくは停止され、又は管理権を喪失する親権者が二人いる場合には、2件となる。

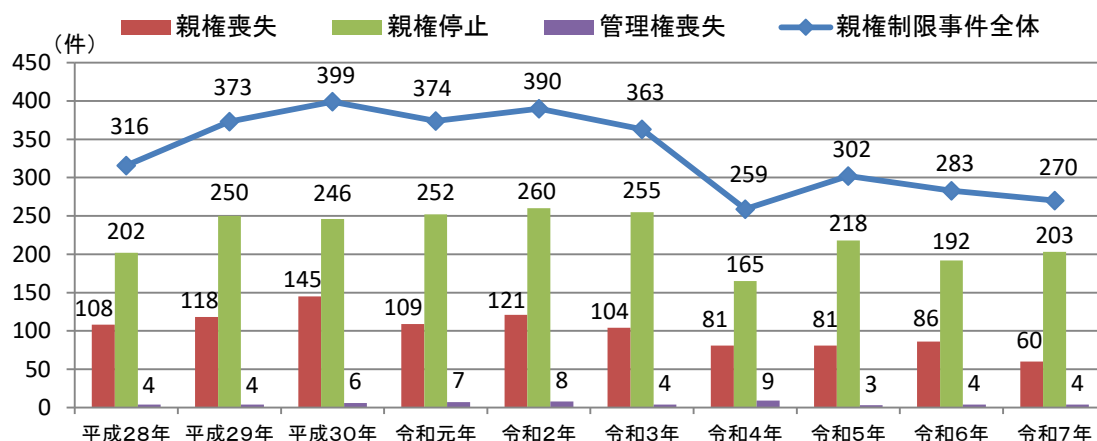
令和8年7月

目 次

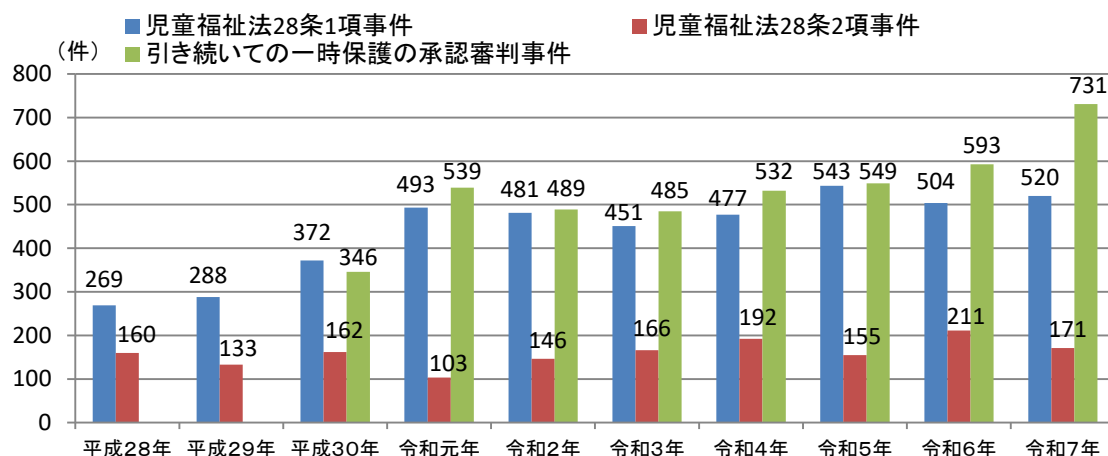
1 新受件数について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 既済件数について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3 終局区分別件数について・・・・・・・・・・・・	3
4 子の性別と年齢について・・・・・・・・・・・・	5
5 審理期間について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
6 親権制限事件の実情について・・・・・・・・	7
7 児童福祉法に規定する事件の実情について	9

1 新受件数について

○親権制限事件の新受件数の推移（平成28年から令和7年まで）



○児童福祉法に規定する事件の新受件数の推移（平成28年から令和7年まで）



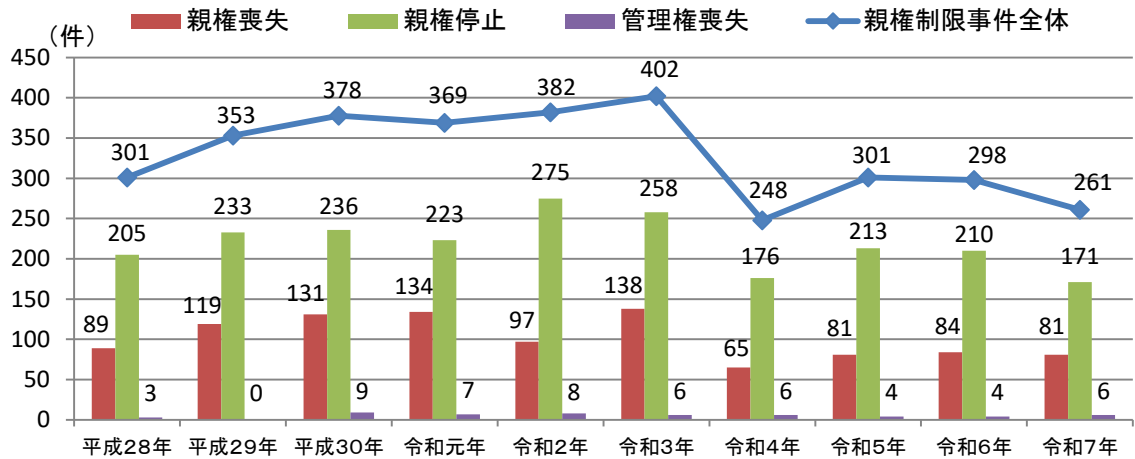
○新受件数一覧（平成28年から令和7年まで）

	親権制限事件				児童福祉法 28条1項 事件	児童福祉法 28条2項 事件	引き続いて の一時保護 の承認審判 事件
	合 計	うち 親権喪失	うち 親権停止	うち 管理権喪失			
平成28年	316	108	202	4	269	160	
平成29年	373	118	250	4	288	133	
平成30年	399	145	246	6	372	162	346
令和元年	374	109	252	7	493	103	539
令和2年	390	121	260	8	481	146	489
令和3年	363	104	255	4	451	166	485
令和4年	259	81	165	9	477	192	532
令和5年	302	81	218	3	543	155	549
令和6年	283	86	192	4	504	211	593
令和7年	270	60	203	4	520	171	731

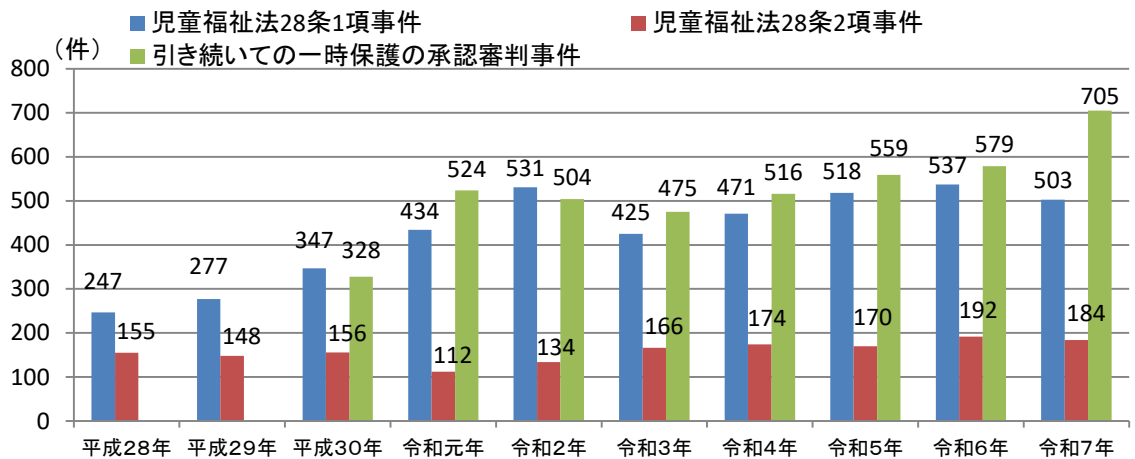
※ 司法統計による。

2 既済件数について

○親権制限事件の既済件数の推移（平成28年から令和7年まで）



○児童福祉法に規定する事件の既済件数の推移（平成28年から令和7年まで）



○既済件数一覧（平成28年から令和7年まで）

	親権制限事件				児童福祉法 28条1項 事件	児童福祉法 28条2項 事件	引き続いて の一時保護 の承認審判 事件
	合 計	うち 親権喪失	うち 親権停止	うち 管理権喪失			
平成28年	301	89	205	3	247	155	
平成29年	353	119	233	0	277	148	
平成30年	378	131	236	9	347	156	328
令和元年	369	134	223	7	434	112	524
令和2年	382	97	275	8	531	134	504
令和3年	402	138	258	6	425	166	475
令和4年	248	65	176	6	471	174	516
令和5年	301	81	213	4	518	170	559
令和6年	298	84	210	4	537	192	579
令和7年	261	81	171	6	503	184	705

※ 司法統計による。

3 終局区分別件数について

○親権制限事件の終局区分別件数（平成28年から令和7年まで）

（件）

		既済総数	認容	却下	取下げ	その他
平成28年	親権制限事件	301	111	40	147	3
	うち親権喪失	89	25	13	49	2
	うち親権停止	205	83	25	96	1
	うち管理権喪失	3	3	0	0	0
平成29年	親権制限事件	353	95	57	189	12
	うち親権喪失	119	28	24	63	4
	うち親権停止	233	67	32	126	8
	うち管理権喪失	0	0	0	0	0
平成30年	親権制限事件	378	110	43	211	14
	うち親権喪失	131	28	19	77	7
	うち親権停止	236	79	21	130	6
	うち管理権喪失	9	2	2	4	1
令和元年	親権制限事件	369	130	63	160	16
	うち親権喪失	134	39	13	74	8
	うち親権停止	223	89	47	81	6
	うち管理権喪失	7	0	3	2	2
令和2年	親権制限事件	382	166	56	153	7
	うち親権喪失	97	30	11	52	4
	うち親権停止	275	130	41	101	3
	うち管理権喪失	8	6	2	0	0
令和3年	親権制限事件	402	158	63	171	10
	うち親権喪失	138	48	20	70	0
	うち親権停止	258	107	41	100	10
	うち管理権喪失	6	3	2	1	0
令和4年	親権制限事件	248	104	33	106	5
	うち親権喪失	65	24	11	30	0
	うち親権停止	176	77	21	73	5
	うち管理権喪失	6	2	1	3	0
令和5年	親権制限事件	301	106	67	121	7
	うち親権喪失	81	24	10	45	2
	うち親権停止	213	79	56	73	5
	うち管理権喪失	4	1	0	3	0
令和6年	親権制限事件	298	103	60	126	9
	うち親権喪失	84	17	23	41	3
	うち親権停止	210	84	35	85	6
	うち管理権喪失	4	2	2	0	0
令和7年	親権制限事件	261	98	54	103	6
	うち親権喪失	81	26	26	28	1
	うち親権停止	171	69	26	71	5
	うち管理権喪失	6	1	1	4	0

○児童福祉法に規定する事件の終局区分別件数（平成28年から令和7年まで）

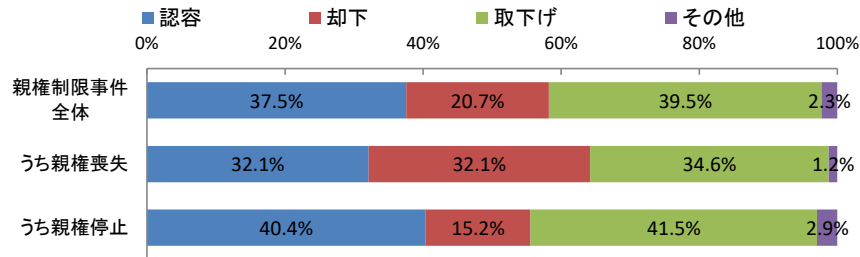
（件）

		既済総数	認容	却下	取下げ	その他
平成28年	28条1項事件	247	199	2	44	2
	28条2項事件	155	151	0	4	0
平成29年	28条1項事件	277	207	16	52	2
	28条2項事件	148	145	0	3	0
平成30年	28条1項事件	347	266	7	72	2
	28条2項事件	156	139	2	15	0
	引き続いての一時保護の承認審判事件	328	276	11	41	0
令和元年	28条1項事件	434	338	23	67	6
	28条2項事件	112	100	1	10	1
	引き続いての一時保護の承認審判事件	524	427	5	90	2
令和2年	28条1項事件	531	398	13	116	4
	28条2項事件	134	127	0	5	2
	引き続いての一時保護の承認審判事件	504	408	5	89	2
令和3年	28条1項事件	425	335	15	74	1
	28条2項事件	166	155	0	7	4
	引き続いての一時保護の承認審判事件	475	401	2	72	0
令和4年	28条1項事件	471	386	17	65	3
	28条2項事件	174	156	1	12	5
	引き続いての一時保護の承認審判事件	516	424	4	83	5
令和5年	28条1項事件	518	406	20	88	4
	28条2項事件	170	154	1	13	2
	引き続いての一時保護の承認審判事件	559	446	6	106	1
令和6年	28条1項事件	537	451	11	73	2
	28条2項事件	192	177	3	12	0
	引き続いての一時保護の承認審判事件	579	500	3	75	1
令和7年	28条1項事件	503	414	10	74	5
	28条2項事件	184	176	0	8	0
	引き続いての一時保護の承認審判事件	705	592	6	106	1

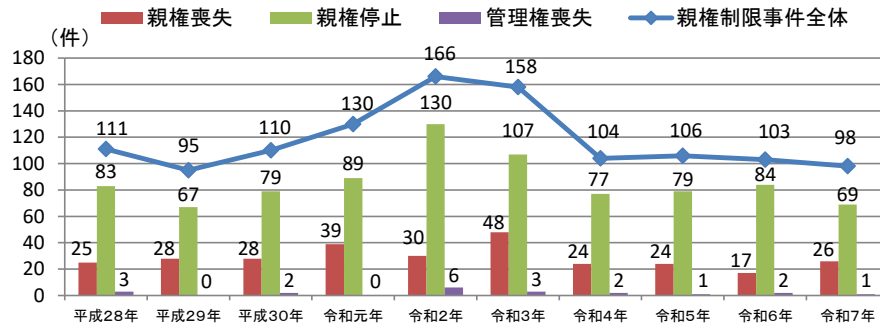
※ 司法統計による。

※ 終局区分のその他は、移送、当然終了等である。

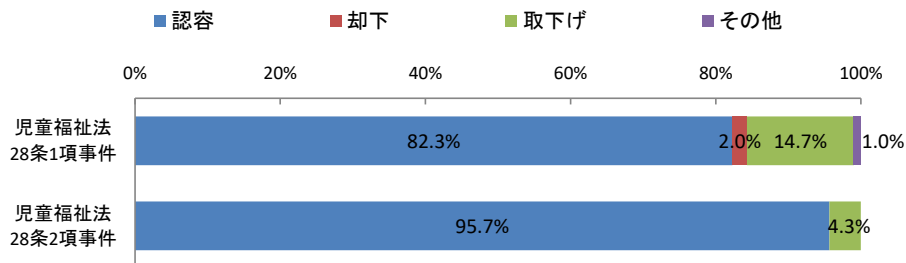
○親権制限事件の終局区分別割合（令和7年）



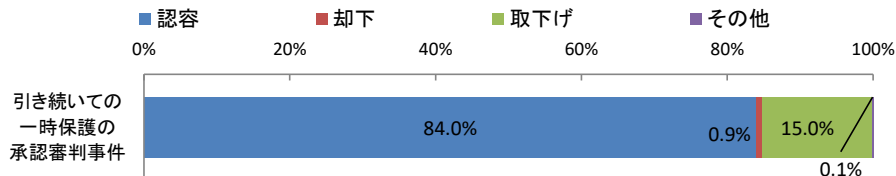
○親権制限事件の認容件数の推移（平成28年から令和7年まで）



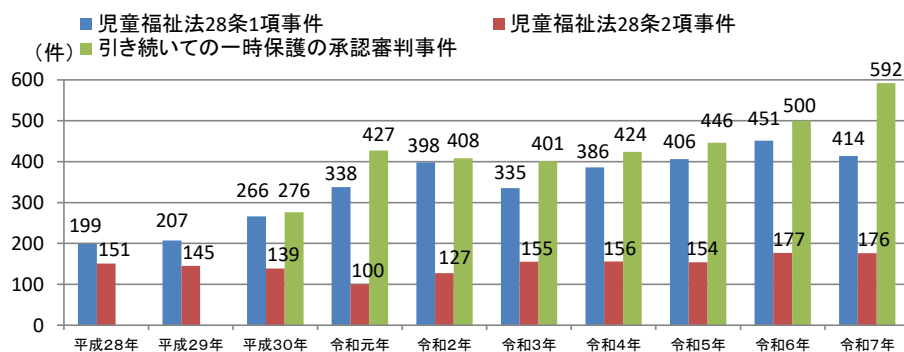
○児童福祉法28条1項及び2項事件の終局区分別割合（令和7年）



○引き続いての一時保護の承認審判事件の終局区分別割合（令和7年）



○児童福祉法に規定する事件の認容件数の推移（平成28年から令和7年まで）



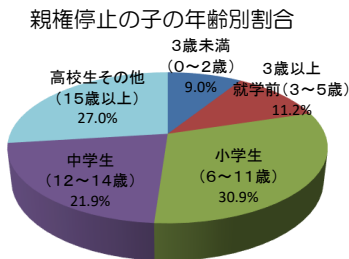
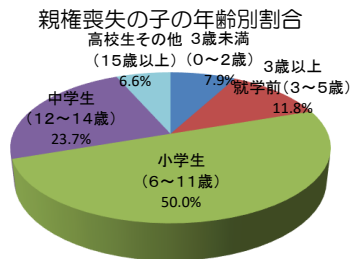
※ 司法統計による。

※ 終局区分のその他は、移送、当然終了等である。

4 子の性別と年齢について

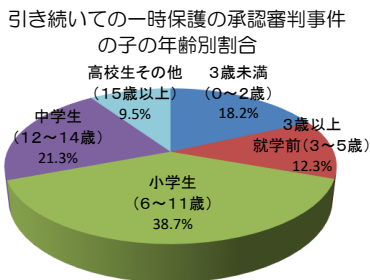
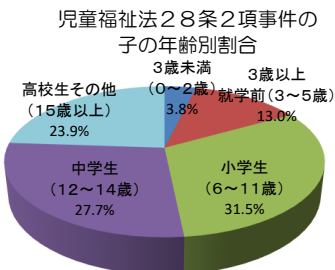
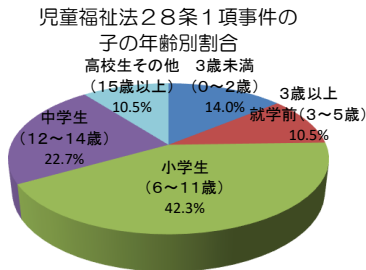
○親権制限事件の子の性別と年齢別件数（令和7年）

		子の数（割合）	3歳未満 0～2歳	3歳以上 就学前 3～5歳	小学生 6～11歳		中学生 12～14歳	高校生 その他 15歳以上
					6～8歳	9～11歳		
親権 喪失	合計	76 (100.0%)	6	9	38	19	19	5
	男子	43 (56.6%)	4	5	22	12	11	1
	女子	33 (43.4%)	2	4	16	7	7	4
親権 停止	合計	178 (100.0%)	16	20	55	26	29	48
	男子	84 (47.2%)	6	12	28	14	15	23
	女子	94 (52.8%)	10	8	27	12	14	25



○児童福祉法に規定する事件の子の性別と年齢別件数（令和7年）

		子の数（割合）	3歳未満 0～2歳	3歳以上 就学前 3～5歳	小学生 6～11歳		中学生 12～14歳	高校生 その他 15歳以上
					6～8歳	9～11歳		
児童福祉法 28条1項 事件	合計	506 (100.0%)	71	53	214	90	124	53
	男子	242 (47.8%)	45	22	109	48	61	14
	女子	264 (52.2%)	26	31	105	42	63	39
児童福祉法 28条2項 事件	合計	184 (100.0%)	7	24	58	25	33	44
	男子	81 (44.0%)	4	14	27	11	16	14
	女子	103 (56.0%)	3	10	31	14	17	30
引き続いて の一時保護 の承認審判 事件	合計	705 (100.0%)	128	87	273	131	142	67
	男子	326 (46.2%)	70	42	138	64	74	16
	女子	379 (53.8%)	58	45	135	67	68	51



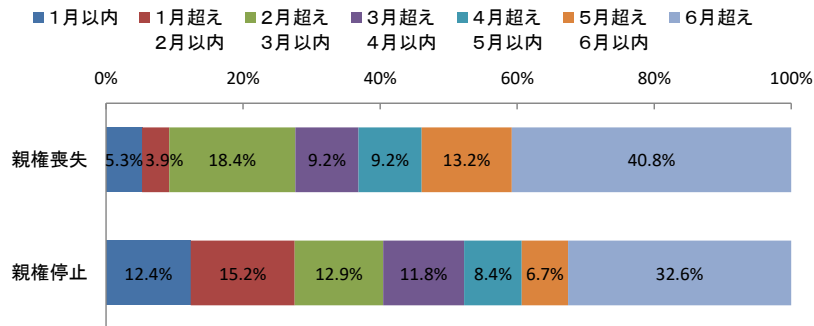
※ 当局実情調査の結果に基づく概数である。

5 審理期間について

○親権制限事件の審理期間別件数（令和7年）

	1月以内	1月超え 2月以内	2月超え 3月以内	3月超え 4月以内	4月超え 5月以内	5月超え 6月以内	6月超え	合計
親権喪失	4	3	14	7	7	10	31	76
親権停止	22	27	23	21	15	12	58	178

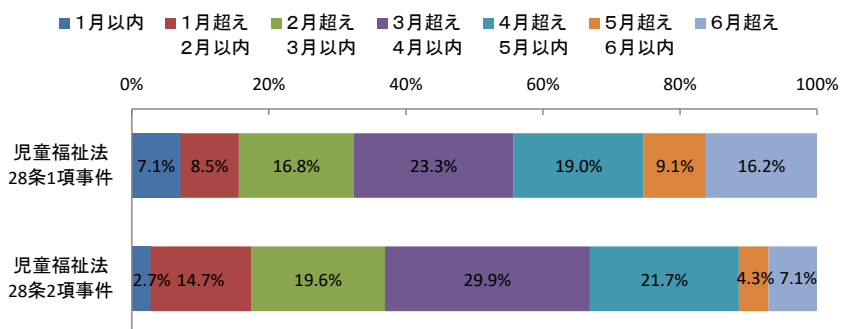
○親権制限事件の審理期間別割合（令和7年）



○児童福祉法28条1項及び2項事件の審理期間別件数（令和7年）

	1月以内	1月超え 2月以内	2月超え 3月以内	3月超え 4月以内	4月超え 5月以内	5月超え 6月以内	6月超え	合計
児童福祉法 28条1項 事件	36	43	85	118	96	46	82	506
児童福祉法 28条2項 事件	5	27	36	55	40	8	13	184

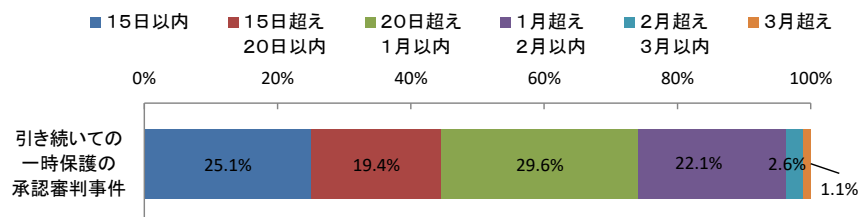
○児童福祉法28条1項及び2項事件の審理期間別割合（令和7年）



○引き続きの一時保護の承認審判事件の審理期間別件数（令和7年）

	15日以内	15日超え 20日以内	20日超え 1月以内	1月超え 2月以内	2月超え 3月以内	3月超え	合計
引き続きの 一時保護の 承認審判事件	177	137	209	156	18	8	705

○引き続きの一時保護の承認審判事件の審理期間別割合（令和7年）

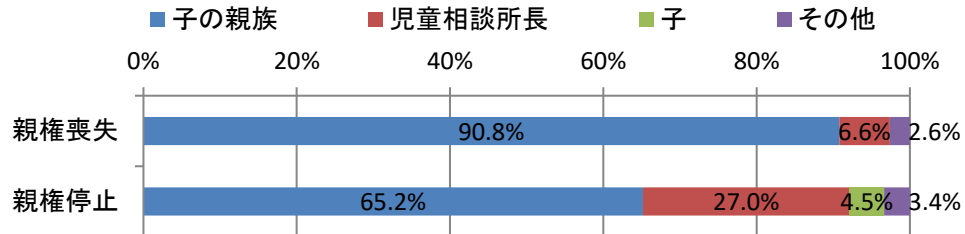


※ 当局実情調査の結果に基づく概数である。

6 親権制限事件の実情について

○申立人の属性（令和7年）

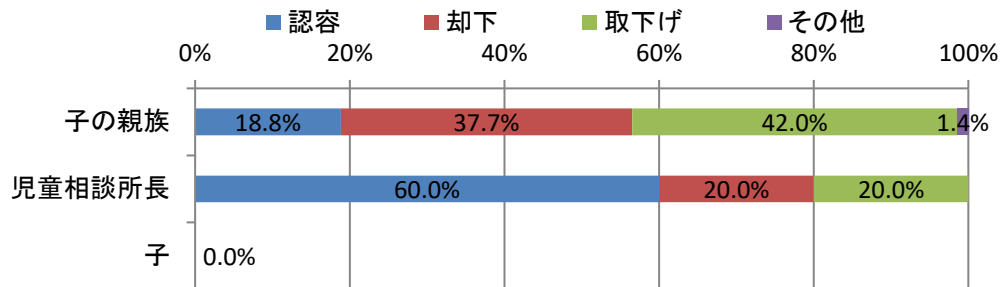
	子の親族	児童相談所長	子	その他	合計
親権喪失	69	5	0	2	76
親権停止	116	48	8	6	178



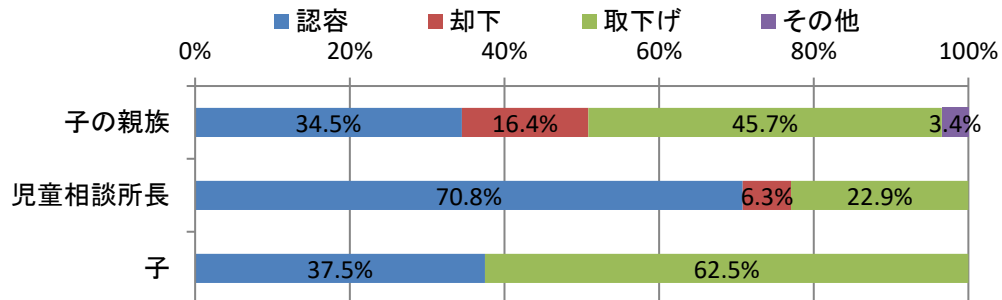
○申立人の属性別終局結果（令和7年）

	申立人の属性	認容	却下	取下げ	その他	合計
親権喪失	子の親族	13	26	29	1	69
	児童相談所長	3	1	1	0	5
	子	0	0	0	0	0
	その他	0	2	0	0	2
親権停止	子の親族	40	19	53	4	116
	児童相談所長	34	3	11	0	48
	子	3	0	5	0	8
	その他	2	1	2	1	6

【親権喪失】



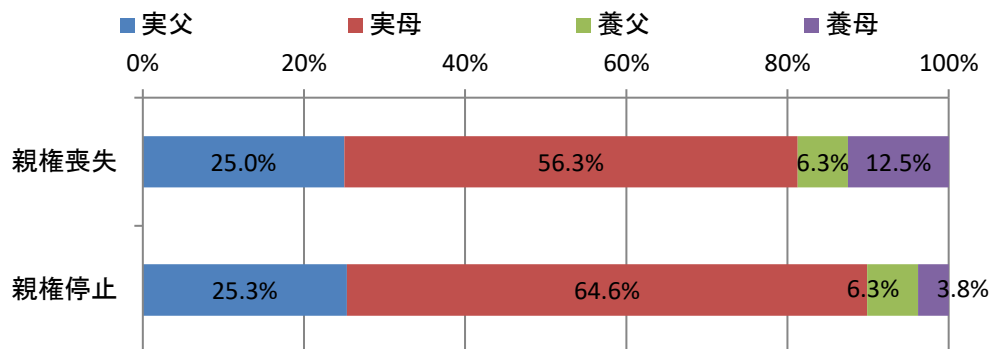
【親権停止】



※ 当局実情調査の結果に基づく概数である。

○認容事案における親権を喪失又は停止された親権者の属性（令和7年）
（人）

	実父	実母	養父	養母
親権喪失	4	9	1	2
親権停止	20	51	5	3

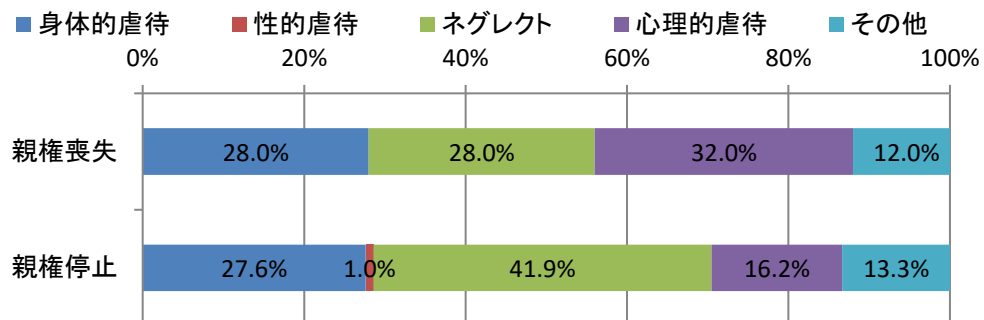


○認容原因（虐待等の態様）（令和7年）
（件）

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	その他
親権喪失	7	0	7	8	3
親権停止	29	1	44	17	14

※ ネグレクトのうち医療ネグレクトを原因とするものは、親権喪失については0件、親権停止については12件であった。

※ 同一事件について、複数の認容原因が存在することがある。

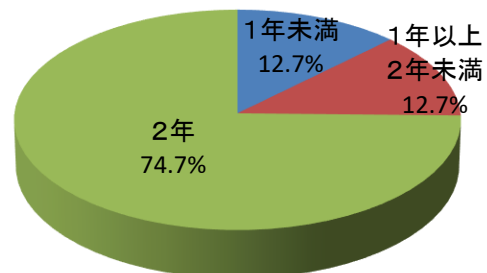


※ その他には、親権者の所在不明等が含まれる。

※ 同一事件について、複数の認容原因が存在する場合がある。

○親権停止期間（令和7年）
（件）

1年未満	1年以上 2年未満	2年
10	10	59



※ 親権喪失の申立てに対し、親権停止の限度で認容審判がされた場合の停止期間を含んでいる。

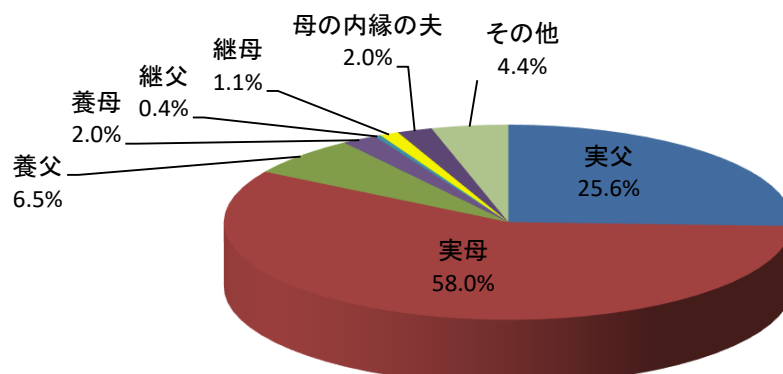
※ 当局実情調査の結果に基づく概数である。

7 児童福祉法に規定する事件の実情について

○児童福祉法28条1項事件の認容事案における虐待者の属性（令和7年）

（人）

実父	実母	養父	養母	継父（母の配偶者）	継母（父の配偶者）	母の内縁の夫	父の内縁の妻	その他
141	319	36	11	2	6	11	0	24

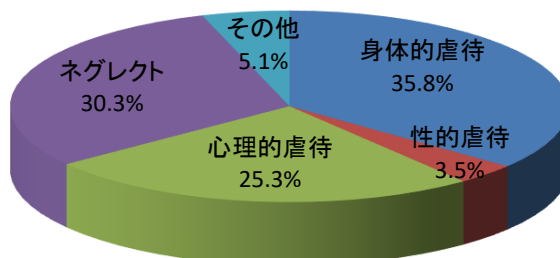


- ※ その他には、祖父母、兄弟姉妹等が含まれる。
- ※ 同一事件について、複数の虐待者が存在する場合がある。
- ※ 虐待者には、監護懈怠等のある保護者も含まれる。

○児童福祉法28条1項事件の認容原因（虐待等の態様）（令和7年）

（件）

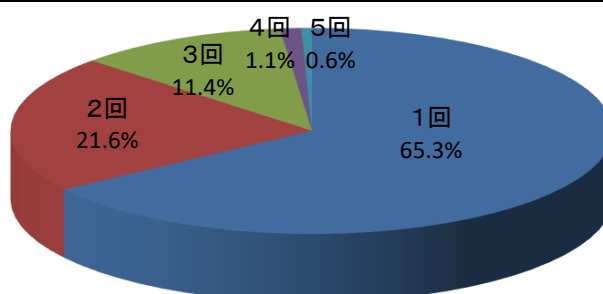
身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	その他
233	23	165	197	33



- ※ その他には、親権者の所在不明等が含まれる。
- ※ 同一事件について、複数の認容原因が存在することがある。

○児童福祉法28条2項事件の認容事案における更新回数（令和7年）

1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	合計
115	38	20	2	1	0	0	0	176



- ※ 当局実情調査の結果に基づく概数である。

○児童福祉法２８条１項及び２項事件における保護者に対する都道府県への勧告
(令和７年)

(件)

	既済件数	うち２８条４項 に基づく勧告 (審判前の勧告)
児童福祉法 28条1項事件	506	21
児童福祉法 28条2項事件	184	1

(件)

	認容件数	うち２８条６項 に基づく勧告 (承認の審判時の勧告)
児童福祉法 28条1項事件	417	34
児童福祉法 28条2項事件	176	12

(件)

	却下件数	うち２８条７項 に基づく勧告 (却下の審判時の勧告)
児童福祉法 28条1項事件	10	4
児童福祉法 28条2項事件	0	0

※ 当局実情調査の結果に基づく概数である。